

令和8年度教育に関する事務の点検・評価の実施について

1 点検・評価の実施について

(1) 概要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の前年度の執行状況等について、毎年度点検及び評価する。

「豊島区教育ビジョン」の推進にあたって、課題となっている事項に関連する具体的な取組みについて点検及び評価を行い、その結果を今後の計画推進のために活用する。

(2) 点検・評価委員会設置の目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性・透明性・公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による委員会を設置する。

※参考資料「教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱」参照。

2 今年度の点検・評価対象について

(1) 点検・評価対象事業

豊島区教育ビジョン2025の各基本施策に紐づく年次計画事業の中から選定し、点検・評価を行う。

点検・評価対象
1. ICT環境整備・活用事業
2. 大規模環境整備事業
3. 特別支援教育推進事業
4. いじめ防止対策推進事業

(2) 評価基準について

① 評価の視点

各事業の評価は、以下の視点より行う。

ア 事業は必要かつ有効であるか。

- ・区民・教員等のニーズを踏まえ、時代の要請に適応した事業内容となっていたか。
- ・児童・生徒の教育上、真に有効な取組であったか。
- ・対象とする範囲は妥当であったか。
- ・事業が目的に即した取組であったか。
- ・目標とする効果・成果をあげることができたか。

イ 事業が効率的かつ適正に執行されているか。

- ・適正な経費で、最大の効果を挙げることができたか。
- ・効率的な手法・手段となっていたか。
- ・計画に即して円滑に事業を執行できたか。
- ・法令等に従って適正に処理されているか。
- ・事業を遂行する上で執行体制が確保できていたか。

② 評価の方法

各事業の評価は、「必要性・有効性」と「効率性・適正性」について、以下の４段階で行う。

評価	必要性・有効性	効率性・適正性
A	事業の必要性が高く、十分な成果を挙げている。	実施方法は効率的・適正である。
B	事業の必要性が認められ、一定の成果を挙げている。	実施方法は概ね効率的・適正である。
C	事業の必要性・成果は認められるが、改善の余地がある。	実施方法の一部見直しが必要である。
D	事業の必要性・成果が余り認められない。	実施方法の大幅な見直しが必要である。

(3) 今後のスケジュール

	日 時	内 容
第 1 回	令和 8 年 10 月 14 日 (水) 15:00～17:00 (場所：教育委員会室)	・昨年度点検・評価対象事業の評価後の取組み状況報告 ①安全・安心事業（学務課） ②コミュニティ・スクールの推進（学校支援担当課長） ③「確かな学力」育成事業（指導課） ④日本語指導事業（教育センター） ⑤学校施設環境改善交付金対象事業（学校施設課） ・令和 8 年度点検・評価対象事業の説明、質疑、審議 ①ICT 環境整備・活用事業（学校支援担当課長） ②大規模環境整備事業（学校施設課）
第 2 回	令和 8 年 11 月 12 日 (木) 18:00～20:00 (場所：教育委員会室)	・令和 8 年度点検・評価対象事業の説明、質疑、審議 ①特別支援教育推進事業（教育センター） ②いじめ防止対策推進事業
第 3 回	令和 8 年 12 月 9 日 (水) 14:00～16:00 (場所：教育委員会室)	・点検・評価報告書確認、今年度のまとめ

(4) 教育委員会への結果報告

令和 8 年 12 月に実施される教育委員会にて報告する。

(5) 公表及び議会報告

ホームページに掲載し区民への周知を図るとともに、令和 9 年第 1 回定例会「子ども文教委員会」にて評価結果を報告する。

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

平成20年6月10日
教育長決定
改正 平成22年6月23日
改正 平成27年4月 1日

（設置）

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- （1）教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- （2）その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- （1）学識経験者 1人
- （2）学校経営経験者 1人
- （3）区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この

限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。